（財務省組織令の一部改正）

第四条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号及び第三十五条第一号中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える。

第三十六条第二号中「及び法人税」を「、法人税及び地方法人税」に改める。

附則第四条の三中「法人税」に、「法人税及び」を「、地方法人税及び」に、「及び法人税」を「、法人税及び地方法人税」に改め、「、法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三条第一項第二号、第九条の四第四項、第十条第一項第六号、第十二条第一項第三号、第三十四条第一項第三号、第五十九条第五項及び第六項並びに第六十六条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第八号を同条第十一号とし、同条第二号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十九条の四第一項（遺族に対する一時金）又は第八十九条第一項（公務遺族年金の受給権者）の規定により支給を受ける一時金又は年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下第三号までにおいて「一元化法」という。）附則第三十六条第三項（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（同号において「旧国共済法」という。）第八十八条第一項（遺族共済年金の受給権者）の規定により支給を受ける年金を含む。）

二　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第九十三条第一項（遺族に対する一時金）又は第百三条第一項（公務遺族年金の受給権者）の規定により支給を受ける一時金又は年金（一元化法附則第六十条第三項（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第三条（地方公務員等共済組合法の一部改正）の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十九条第一項（遺族共済年金の受給権者）の規定により支給を受ける年金を含む。）

三　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の四第一項又は第八十九条第一項の規定により支給を受ける一時金又は年金（一元化法附則第七十八条第二項（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十八条第一項の規定により支給を受ける年金を含む。）

第一条の六第三号中「第一条の三第五号」を「第一条の三第八号」に改める。

第一条の十第五項第二号中「法人税の額を基に」を「当該信託の受託法人の法人税の額を基に地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定を適用して計算した地方法人税の額並びに」に改め、「当該信託の受託法人の」を削る。

第二条中「規定する更生保護事業」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業」を、「規定する学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園」を加える。

第十条の二に次の一号を加える。

五　租税特別措置法第七十条の七の八第一項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）の規定

第三十条第三項中「当該調書を提出すべき者の所在地の所轄税務署長」を「同条第五項に規定する所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第五十九条第六項の承認を受けようとする同条第四項に規定する調書を提出すべき者は、その者の氏名又は名称及び住所、当該調書の同項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

6　第三項又は第四項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第三十三条第一項第二号中「法人税の額を基に」を「当該社団等の法人税の額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した地方法人税の額並びに」に改め、「当該社団等の」を削り、同条第三項第四号中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の十第五項第二号の改正規定及び第三十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十六年十月一日

二　第一条の三の改正規定及び第一条の六第三号の改正規定並びに次条の規定　平成二十七年十月一日

三　第二条の改正規定及び附則第四条の規定　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

四　第十条の二に一号を加える改正規定及び附則第五条の規定　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（退職手当金等に含まれる給付の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第一条の三第一号から第三号までの規定は、平成二十七年十月一日以後に支給を受ける同条第一号から第三号までに掲げる一時金又は年金について適用する。

（受益者等が存しない信託等の受託者の贈与税額又は相続税額の計算等に関する経過措置）

第三条　新令第一条の十第五項及び第三十三条第一項の規定は、平成二十六年十月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。